

随想 「甘え」が日本を滅ぼす

どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

第58回 自民党の改正草案検証 (その16)

高校生が議論するための歴史課題、その9

(※即座より続く)

問題13…日本国憲法はアメリカの押し付けだったのか

1. 昭和20年(1945年) 8月15日、日本はポツダム宣言を受諾して無条件降伏し、天皇の玉音放送により太平洋戦争は終結した。連合国軍司令官マッカーサーは、昭和20年10月4日、近衛文磨に憲法改正を示唆した。これを受け日本政府(幣原喜重郎内閣)は、同年10月27日に松本丞治国務大臣を委員長とする「憲法問題調査委員会」を設置して、憲法の改正について検討を始めた。

松本試案が作成・検討されたが、そこで打ち出された日本政府の基本スタンスは大正デモクラシーの状態に戻し、天皇機関説を徹底させればよいとの方針であった。その結果、天皇主権の原則を崩さず、議会議権の拡大と大権事項の縮小、国務大臣の議会に対する責任の明確化、自由及び権利の拡大には努めたが、天皇の位置づけについては、「天皇は神聖にして侵すべからず」を、「天皇は至尊にして侵すべからず」と改めるにとどまった。

2. 委員会の内容は機密扱いであったはずだが、昭和21年2月1日に毎日新聞が憲法問題調査委員会の試案であるとして紙面で暴露してしまっただ。それは検討中の一案であったが、これを見て改正内容が民主主義には程遠いと判断したGHQは、独自に新憲法案を作成することとし、急遽作成作業に入った。

同年2月3日、GHQからいわゆるマッカーサー三原則(1. 天皇は国家元首、2. 戦争放棄、3. 封建

制の廃止)が示され、2月13日には、GHQ草案が提示された。そこには、象徴天皇、戦争放棄、国民主権、基本的人権のほか一院制が示されていた。

GHQの民政局のうち25人が運営委員となったが、その中でロースクール出身者は3人であったにもかかわらず、彼らの努力により、当時の世界の憲法学の先端を行く草案が呈示されることとなったのだ。

日本側はこれを受け、松本丞治国務大臣、佐藤達夫法制局第一部長、入江俊郎法制局次長の3人が、改めて日本案の作成を開始した。その結果、3月7日憲法改正草案要綱が政府から発表された(ここでは、一院制が二院制と改められていた)。あわせて、改正草案要綱を支持する天皇の詔勅が朝刊各紙に発表された。

毎日新聞のスクープから改正草案まで1カ月余という短い期間であった。マッカーサーがこのように急いだのは、彼は天皇不問責と決めていたので、戦勝各国による天皇責任を求める声が高まる中で、先手を打って憲法を早めに作り、天皇の位置づけを明確にする必要があったようだ。

とはいえ当時の日本人にとって、そこには象徴天皇、戦争放棄、国民主権、基本的人権という、それまでの世界観と真っ向から対立するものが並んでいた。

3. 改正草案の発表後から1カ月たった同年4月10日、戦後初の総選挙が行われた。この選挙には新憲法を審議する議員を選出するという歴史的な責務を負わされることとなっ

た。また、この選挙は女性にも初めて選挙権、被選挙権を与えられたものであったが、その結果、女性議員が39人当選した。新しい時代の到来を象徴する出来事であった。

選挙の結果、日本自由党が第一党となり、同党総裁の鳩山一郎が後継首相として組閣を開始したが、5月4日、その鳩山がGHQによって公職追放されてしまった。「軍部の台頭に協力した軍国主義者」として、新憲法制定には有害とみられたようだ。

その混乱のなかで幣原内閣の外相だった貴族院議員の吉田茂に白羽の矢が立ち、5月23日に第一次吉田内閣が組閣された。吉田はその後進歩党(総裁は幣原)と連携していくことになる。

第一次吉田内閣の新設の憲法担当大臣には金森徳次郎が就き、6月20日から国会が開催された。そこでは憲法改正草案に反対し「国体」護持に固執する守旧派も少なくなかったが、金森は、国体を「天皇を憧れの中心とし、心の繋がりを持つて統合している国家」と言い直し、象徴天皇制を貫いて、国会を乗り切った。

憲法改正小委員会においては、委員長の芦田均が第九条二項の冒頭に「前項の目的を達するため」という文言を挿入する修正を行った。有名な「芦田修正」と言われるものである。これは、文言の重複を避けるためであったが、後に自衛隊を合理化する法文上の根拠に使われることとなる。

新憲法案は、8月24日に衆議院を通過、10月5日に小修正を加えて貴

族院を通過し、10月7日に衆議院にもどって可決し成立した。この時の新憲法制定は明治憲法の改正という形式をとった。

しかし、本来ポツダム宣言受諾で、宣言に反する明治憲法の条項は無効となつたはずである。従つて、国民主権、基本的人権の尊重、戦争放棄等に関する部分は、法的には国民の総意に基づいて、新たに制定されたものであつた。新憲法の発布は同年11月3日、施行は翌年の22年5月3日とされた。

4. このような経過の中で新憲法は、多くの国民に支持され受け入れられたといえよう。その理由は、戦争が終わった解放感が大きな原動力になつたが、それと共に、新憲法を支持する昭和天皇の当時のスタンスが、国民の意識を大きく変えたといえよう。

昭和天皇は昭和21年1月1日に人間宣言をし、同年2月から54年8月までの8年間、全国を行幸した。天皇のこのような行動は、世の中が変わったということに国民に強くアピールしたと思える。

5. さて、新憲法で初めて導入された国民主権の観念は、まさに民主主義の入り口であるが、当時の日本人は残念ながらこれさえ自力では導入できなかった。そこまで民意が熟していなかったのだ。GHQ草案がなければ、国民主権も獲得できなかったであろう。

当時民間では、憲法私案があちこちで作成されていた。その中には国民主権、基本的人権の観念に基づくものもあつたはずだが、そのような

民間のエネルギーを松本試案に組み入れられなかったのは、当時のマスコミの未熟さと言わざるを得ない。

6. 基本的人権の獲得にもGHQ草案が必要であつた。基本的人権は、「生来の権利」(innate right)、あるいは、何者からも侵されない「自然権」(natural right)という観念である。

これは、「人間は決断をする時、自分の良心に従つて、自分の責任で決定すべきである」というものである。新憲法19条で「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」と、基本的人権を高らかに宣言しているのはこの世界観に基づいている。

他方明治憲法の考えは対照的で、国民の権利は主権者たる天皇が臣民に恩恵的に与えたものにすぎないとする。そもそも臣民は天皇の「赤子」であり、「赤子」が「自分の良心に従つて自分の責任で決定する」などというのには不遜であり、権利は臣民としての義務に従うことに対する恩恵として、天皇から与えられたに過ぎないといふのだ。

となれば、どれだけの権利が与えられるかも、天皇の意思次第であり、その結果、言論の自由でさえ、「法律の範囲内」でのみ許されるということになる(明治憲法29条)。

基本的人権論では、人権が制限されるのは、各個人が有している人権が衝突する時に限られる(たとえ、表現の自由も、人の名誉やプライバシーを不当に侵害することは許されない)。これは、明治憲法の「法律の範囲内」でのみ許されるという考

えとは対極にある。

基本的人権では、「自分の良心に従つて自分の責任で決定する」ことが大前提である以上、人間の存在は個人単位で考える。まさに、個人主義が基調にあるのだ。新憲法13条で、「全て国民は個人として尊重される」とあるのはこのことである。

基本的人権は欧米社会で民主主義を獲得する過程で形成された観念である。それを日本国民も共有し、ともに、その発展、普及に努めようと言ったのが新憲法であつた。

その結果、97条では、「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」であり、「過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託された」と高らかにうたつている。この97条は、新憲法の中でも特に重要な条項である。

ただ、この「良心の自由」を理解するのは日本人には難しい。日本文化は和を理想とし、「良心」に従つて自己責任で判断するより、周りにあわせ、空気を読み、多数意見に従うことで安心し、従順、忠誠と言つた観念が尊重される。

自由は「わがまま」と響き、個人主義は「利己主義」と同義となりやすい。基本的人権は今の日本人にとつても、いまだ十分には吸収しきれないといえよう。

7. 戦争放棄をうたつた9条は、欧米の憲法にも例のない、まさに画期的なものであつた。

この戦争放棄は、昭和21年1月24日、マッカーサーが幣原首相との会谈中に、同首相が「戦争をなくすに

は、各国が戦争を放棄して戦力を持たないようするのが理想的」と発言したのがヒントになつたといわれる。

また、マッカーサーがこの条項を入れることにこだわつたのは、天皇に戦争責任を負わせないために、この戦争放棄を憲法に入れることで、天皇の戦争責任を主張する戦勝国の説得材料にしたともいわれる。

とはいえ、当初は一切武力を持たないことでスタートした新生日本は、朝鮮戦争(50年6月〜53年6月)が勃発して治安維持の必要が生じたことから、50年8月、警察予備隊を創設し、これが52年10月に保安隊(現在の陸上自衛隊)に改組された。

この間、51年9月8日、対日講和条約成立と同時に日米安全保障条約が締結され、冷戦のなか、54年7月、陸、海、空の3軍を備えた自衛隊が発足した。そして今や「集団的自衛権」さえ、憲法の解釈として許されるということになつてきている。

(問題終了)



金子博人
(かねこ ひろひと)

金子博人法律事務所。弁護士。早稲田大学法学部卒業。同大学院修士課程(商法)終了。1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会(IFITA)会員。大東文化大学法科大学院、日本大学法科大学院講師。市場取引監視委員会委員(東京工業品取引所)。日本フレイムリアルティ投資法人執行役員。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。